

(様式 2)

誓 約 書

令和 年 月 日付私等、申請の土地の農地転用につきましては、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

転用申請人

組合員 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

所有者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

関係者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

新津郷土地改良区

理事長 高 井 一 郎 様

記

1. 当該転用地（以下「転用地」という。）に係る決済金等については、貴土地改良区で決定された金額を何等異議なく承諾するとともに即時納入致します。
2. 転用地への通行で、貴土地改良区が管理する農道については、損傷を与えたり、車両の交通を妨げないよう注意を払い、万が一損傷を与えた場合は、自費で復旧をいたします。
3. 転用地周辺の貴土地改良区が管理する用排水路については、正常な流水を妨げたり、汚物の投棄、農耕上支障となる汚水を排水する等の行為はいたさず、定期的に掃除を行い、用排水路に支障があった場合は直ちに自費で修理復旧を致します。

4. 農地転用申請の事前協議に際し、申告した計画をやむをえず変更する場合は、必ず文書を以って貴土地改良区へ申し出て、事前に承諾を得ます。
5. 転用地に係る埋立て及び建物並びに付属施設（下水溝、溜桝、物置小屋、塀垣等）等の工事にあたっては、着工前に貴土地改良区及び関係集落役員に申し出て、道水路の一時立ち入り等につき承諾を得ます。
6. 転用地が将来道水路の拡張、新設等の土地改良事業地となった時、又はそれらの土地改良事業により造成された施設の利用上利害関係が生じた時は、誠意を以って貴土地改良区の方針に協力致します。
7. 転用地を第三者に譲渡する場合は、事前に貴土地改良区へ申出て、私共の責任において、その第三者に貴土地改良区の必要とする誓約書を差し入れさせます。
8. 農地転用土地の造成、その他の事由により盛土をする際は、貴土地改良区が管理する道水路については、土留工事等の措置を致します。
9. 転用地においてパイプかんがいを施行している箇所は、貴土地改良区と十分協議し対応致します。
10. この誓約書に違反した場合は、如何なる処置をとられても異議の申し出は、致しません。